2　文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

（中期目標及び中期計画）

第五条の四　文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2　文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

（区分経理）

第五条の五　機構は、革新的新技術研究開発業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（国会への報告等）

第五条の六　機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（過料）

第五条の七　附則第五条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二号

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、「平成二十三年法律第四十一号。」の下に「第九号及び」を加え、「六千五十三億二百四十二万二千円」を「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」に改め、同項に次の一号を加える。

九　平成二十三年度総額特例法第一条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額のうち、平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算され、更に旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額　八百五十五億四千五十一万九千円

附則第十一条中「及び附則第四条第一項」を「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」に、「六千五十三億二百四十二万二千円」を「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十六年度における交付等）

2　平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十五年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成二十五年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された平成二十五年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　平成二十五年度当初通常収支分交付税額（平成二十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五十三億二百四十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百五十三号」を「第百五十七号」に改め、同条に次の四号を加える。

百五十四　地域活性化・効果実感臨時交付金

百五十五　地域少子化対策強化交付金

百五十六　女性活躍推進交付金

百五十七　福島再生加速化交付金（第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

総務大臣　新藤　義孝

平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十五年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

第一条の見出しを「（平成二十五年四月における交付の特例）」に改める。